

報償費支給手引き

地域スポーツ団体用

相模原市教育委員会学務課学校経理班

042-769-9263(直通)

令和8年7月

1 報償費の趣旨

相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が、教育活動の一環として体育及び文化大会に参加し、予選大会等を経て、本市代表として関東大会以上の大会に出場する場合に、出場生徒に対し、地域スポーツ団体を通して、報償費を支給するもの。

なお、各競技・部活動・同好会毎に大会数は2大会を上限とする。ただし、大会要項等に定められた上位大会はこの限りではない。

2 報償費の支給対象者

大会要項に基づく登録人数を上限とし、実際に出場した生徒のうち、相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒
(要項に定めのあるマネージャー、スコアラーも含む)

3 報償費の支給金額

予算の範囲内において、相模原市報償費支給基準(内部規程)により算出された交通費及び宿泊費

(1)交通費の考え方

交通費は、各地域スポーツ団体の所在地から会場までの経路のうち、社会通念上合理的な経路及び方法により算出した額とする。

ア 各地域スポーツ団体の所在地から競技(試合)会場までの往復の交通費を支給する。

イ 交通手段が徒歩や無料の送迎等、費用の発生しなかった区間については支給対象外とする。

ウ 貸切バス等の借上の場合は、バスの借上げ費用を利用者数で割った額を支給する。

エ 自家用車使用の場合は、公共交通機関に接続する場所までの自家用車による送迎については算定しない。会場まで自家用車を使用した場合は、地域スポーツ団体の所在地から会場まで2km以上ある場合に1kmにつき15円で計算した額を支給する。

オ 学生割引が適用となる場合には、学生割引を利用した額を支給する。

カ 急行料金のある区間が50km以上ある場合には急行を利用した額(指定席料金含む)を支給し、特急料金のある区間が100km以上ある場合は、特急を利用した額(指定席料金含む)を支給する。

キ 鉄道を利用するよりも、飛行機を利用したほうが経済的な場合には、飛行機を利用した額を支給する。沖縄及び北海道は飛行機を使用した額を支給する。

(2)宿泊費の考え方

宿泊費は1泊につき上限10,000円とする。

ア 練習等(開会式前の公式練習を含む)のための大会前日の宿泊(前泊)にかかる宿泊費は支給対象外とする。ただし、大会要項にある競技(演奏)開始時刻等までに会場に到着するために、当日の午前6時以前に学校を出発する必要がある場合又は全国大会に出場した場合の宿泊は支給対象とする。

※上記の前泊の要件として、鉄道等はダイヤを考慮し、バスについては乗車時間のみを考慮する。

イ 競技終了後の宿泊(後泊)にかかる宿泊費は支給対象外とする。

ウ 決勝等に進むことを想定して宿泊の予約をしたうえで、試合の結果による宿泊の取消しに伴い、宿泊要項に基づいたキャンセル料が発生した場合に支給する。

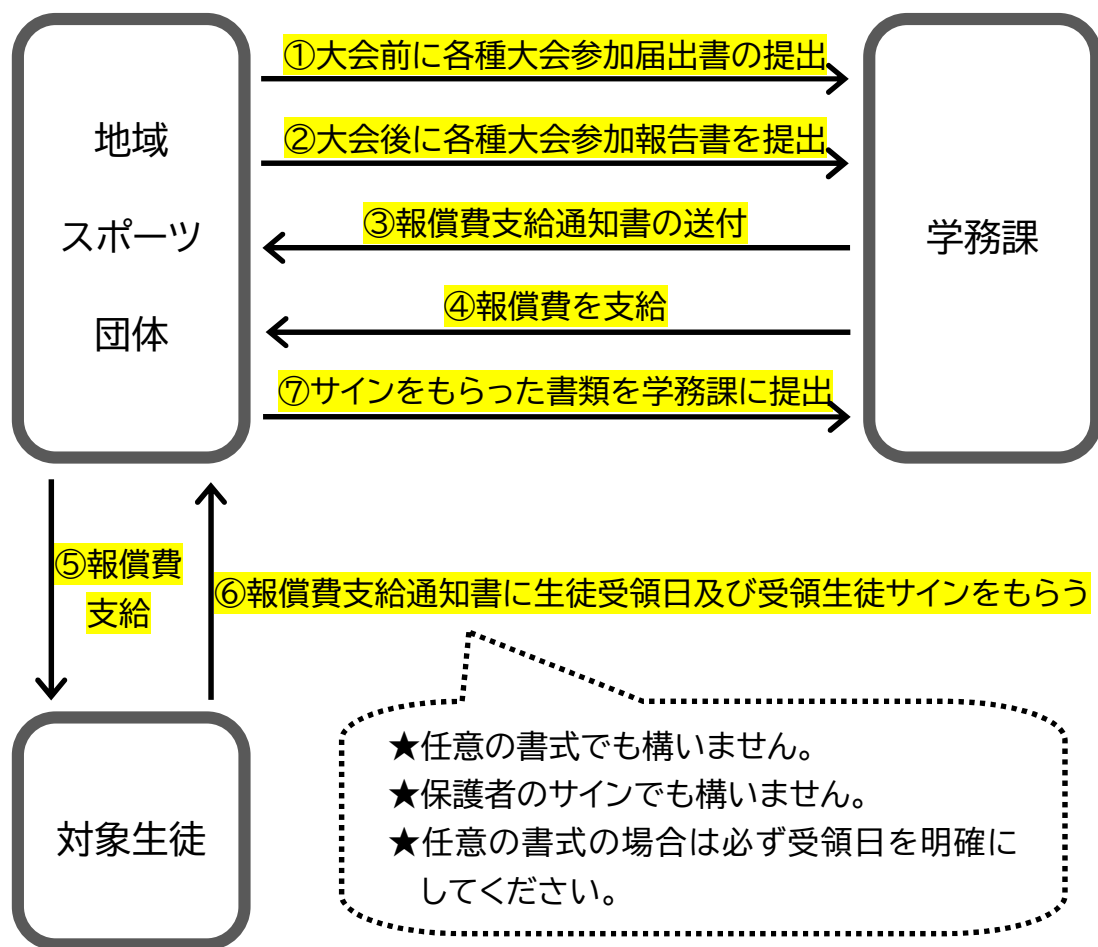
エ 県団として統一行動しなくてはならないことが県団要項等で確認できる場合に、その要項等に定められ、実際に宿泊した行程の宿泊費を支給する。

交通費及び宿泊費の考え方は、支給基準(内規)に基づき、よくお問合せのある事項について考え方を示したものです。

報償費は市を代表して大会に出場する生徒への激励として支給しているものであり、支給基準(内規)は実際の交通手段及び宿泊の可否を決定するものではありません。

そのため、大会に参加する生徒について、必要な交通手段及び宿泊数等を設定して、大会に参加してください。

4 報償費支給手続きの流れ



大会後に提出する報告書の送付期限は大会終了後2週間以内です。未提出の場合は文書にて督促します。

学務課での支給手続きが終了後、報償費支給通知書にて支給日(報償費口座への振込予定日)を通知しますので、速やかに対象生徒へ支給してください。受領サインをもらった書類は、サインをもらってから2週間以内に学務課へ提出してください。

5 報償費支給にかかる提出物

各地域スポーツ団体 ↓ 学務課	大会前	○各種大会参加届出書【様式①】 ○大会要項等 ○参加者名簿または参加申込書の写し(氏名、学年、参加する種目等がわかるもの) ○宿泊要項等(宿泊を伴う場合で大会要項に記載がある場合) ○県団要項(神奈川県団として参加する場合) ○地域スポーツ団体等参加確認書(学校提出用)の写し(中体連への団体登録の際、学校から在籍の証明をもらったもの。相模原市立中学校及び義務教育学校の生徒分のみ。)
	大会終了後 <u>2週間以内</u>	○各種大会参加報告書【様式②】 ○大会結果がわかるもの ○参加者名簿または参加申込書の写し(届出時と変更が無ければ不要) ○新幹線・航空券の費用がわかるもの(領収書、請求書の写し等) ○宿泊したこと(日時、人数)がわかるもの ○貸切バス等を利用した場合は、その費用がわかるもの ○口座情報がわかる書類(通帳やキャッシュカード)の写し
	支給後 <u>受領サインを もらってから 2週間以内</u>	○生徒から受領サインをもらった書類(原本)

※ 参加者名簿及び参加申込書の写し提出時の注意点

- ・複数日開催の大会: 出場日を明記
- ・複数種目ある大会: 出場種目を明記
- ・団体競技の大会 : 出場選手(ベンチ入り)以外の生徒は記載しない。また、相模原市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒について、印をつけるなどわかるようにすること。
- ・欠場者がいる場合: 欠場の旨明記

6 よくある質問

	質問	回答
1	会場までバスを利用したいが、指定時間に到着するためのバスが無い(その時間はバスが走っていない)ため、タクシーを利用したいが、この場合のタクシー代は報償費の支給対象になるのか。	まず報償費は「 <u>激励</u> 」のための費用であり旅費とは性質が異なります。 そのため、 <u>交通手段や方法を指定するものではありません。</u> ただし支給の対象金額の算出といたしましては各学校から会場までの経路のうち、 <u>社会通念上合理的な経路及び方法により算出した額</u> を使用しております。